

特別支援教育巡回相談員設置要綱

1 趣旨

本県の特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）の設置、委嘱、職務等について必要な事項を定めるものとする。

2 設置

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（園）及び認定こども園（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図るため巡回相談員を置く。

3 委嘱等

（１）教育事務所長及び県立特別支援学校長は巡回相談員として、次のア～ウのいずれかに該当する者を推薦する。

ア 県総合学校教育センターが実施している特別支援教育に係る講座を修了した者

イ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施している研修を修了した者

ウ 障害のある幼児児童生徒の教育相談に関する知識、技能及び経験を有すると認められる者

（２）教育事務所長が推薦するに当たっては、管内における特別支援学級等の設置状況等を勘案するとともに、被推薦者の所属する市町村立学校長及び所管の市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）の意見を聞くものとする。

（３）県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）は、教育事務所長及び県立特別支援学校長の推薦を受けた者を巡回相談員として委嘱する。

（４）委嘱期間は１年以内とし、再委嘱することができる。

4 職務

（１）要請のあった小・中学校等を訪問し、学級担任等に対して、助言又は援助を行う。

（２）要請のあった小・中学校等を訪問し、学校全体の特別支援教育に関する体制について、助言又は援助を行う。

（３）特別支援教育について情報提供を行う。

（４）必要により専門家チームと帯同訪問を行い、連携・協力による支援を行う。

5 派遣手続き等

（１）市町村立学校への派遣

ア 要請を行う市町村立学校長は、所管する教育事務所長が定めた所定の様式により、市町村教育長を通じて各教育事務所長へ巡回相談員の派遣を要請するものとする。

イ 依頼を受けた教育事務所長は、市町村立学校に所属する巡回相談員を派遣する必要があると判断した場合、要請内容に基づき、巡回相談員の所属する市町村立学校長及び市町村教育長へ派遣を依頼するものとする。

ウ 依頼を受けた教育事務所長は、県立特別支援学校に所属する巡回相談員を派遣する必要があると判断した場合、要請内容に基づき、巡回相談員の所属する県立特別支援学校長へ派遣を依頼するものとする。

(2) 幼稚園、(1) 以外の中学校、高等学校、保育所（園）、及び認定こども園（以下、「幼稚園・高等学校等」という。）への派遣

ア 要請を行う幼稚園・高等学校等の園（所・校）長は、巡回相談員の派遣要請書（様式第1号）により、派遣を希望する県立特別支援学校長へ依頼するものとする。

イ 依頼を受けた県立特別支援学校長は、自校に所属する巡回相談員を当該幼稚園・高等学校等へ派遣するものとする。

ウ 依頼を受けた県立特別支援学校長は、市町村立学校に所属する巡回相談員を派遣する必要があると判断した場合、要請内容に基づき、教育事務所長へ派遣を依頼するものとする。依頼を受けた教育事務所長は、要請内容に基づき、巡回相談員の所属する市町村立学校長及び市町村教育長へ派遣を依頼するものとする。

6 報告

(1) 助言又は援助を行った県立特別支援学校に所属する巡回相談員は、巡回相談員報告書（様式第2号）により県教育長に報告する。市町村立学校において助言又は援助を行った場合は、併せて、当該学校を所管する教育事務所長に報告する。

また、市町村立学校に所属する巡回相談員は、巡回相談員報告書により所属の市町村教育長及び所管する教育事務所長に報告する。

(2) 巡回相談員の助言又は援助を受けた市町村立学校長は、巡回相談員活用報告書（様式第3号）により所属の市町村教育長及び所管する教育事務所長に報告する。教育事務所長は、当該巡回相談員活用報告書の写しの提出をもって県教育長に報告する。同様に、幼稚園・高等学校等の園（所・校）長は、巡回相談員活用報告書により、県教育長に報告する。

7 旅費

(1) 市町村立学校に所属する巡回相談員の派遣に要する旅費は、教育事務所において支給するものとする。

(2) 県立特別支援学校に所属する巡回相談員の派遣に要する旅費は、各県立特別支援学校において支給するものとする。

8 庶務

巡回相談員に係る庶務は、県教育庁学校教育課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、巡回相談員設置について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 特別支援学級等指導員設置要綱（昭和56年4月21日施行）は、廃止する。